

和福障第 324号
令和2年4月21日
(2020年)

各指定居宅介護事業所 管理者 様
各指定重度訪問介護事業所 管理者 様
各指定同行援護事業所 管理者 様
各指定行動援護事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

訪問系サービスにおける新型コロナウイルス感染防止に向けた対応について

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

訪問系サービス従業者の皆様には、利用者の方々やその家族の生活の継続を守るために、日々業務にご尽力いただいておりますこと深く感謝申し上げます。

さて、本市においても、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生が確認されましたが、各事業所の皆様には、新型コロナウイルスについて、正しい認識を持つとともに、感染対策マニュアル等を通して、なお一層の感染拡大防止に向け取り組んでいただいているところと存じます。

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要となります。

「訪問系サービスにおける新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年3月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」において、「特に訪問系サービスについて、利用者に発熱等の症状がある場合であっても、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスが継続的に提供されることが重要」との記載もあることから、各事業所の皆様には、引き続き当該支援の継続に努めていただきますよう改めてお願い申し上げます。

なお、当該支援における留意点については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡（以下「3月6日事務連絡」）の別紙の「社会福祉施設等（通所・短期入所等）において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について」の「3. 訪問介護事業所等における対応」をご参照ください。

「3月6日事務連絡」とともに、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」についても、本通知文とともに本市ホームページに掲載（ホームページ番号：1027720）しておりますので、必ずご一読ください。

また「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（令和2年4月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」により、運営基準等について柔軟な取扱いが可能とされておりますので、こちらも併せてご一読ください。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様に対する問い合わせ窓口及び生活に不安を感じておられる市民の皆様を支援するための相談窓口については、和歌山市ホームページ上に掲載しておりますので、ご参照ください。

【新型コロナウイルス感染症に関連する情報】

ホームページ番号：1027184

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1027184/index.html>

(連絡先)

和歌山市障害者支援課

073-435-1060

事業所指定担当（瀧、北尾、西中）